

鳥羽市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長等から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年4月25日

鳥羽市監査委員 清水久行

鳥羽市監査委員 世古安秀

記

監査の種類	平成23年度 定期監査	
監査実施期間	平成23年6月30日～8月11日	
結果区分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
水道課	<p>予定価格調書の作成について</p> <p>物品購入契約及び保守契約において、設計書や予定価格調書を作成していないものが数件見受けられた。法令を遵守し、適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>契約においては、設計書や予定価格調書を作成し、見直しによる適正な方法・手順の確認により必要書類の脱漏を防止し、法令を遵守した適正な処理の徹底に努めます。</p>
観光課	<p>市の補助金充当額について</p> <p>鳥羽市広告宣伝戦略事業に関する補助金交付要綱によると、概算払を受けた補助金は補助金実績報告書により精算しなければならない旨規定されているが、鳥羽市広告宣伝戦略委員会決算書において、市の補助金充当額が記載されていないため、収入収支差引額28,584円が市の補助金充当部分によるものか、観光協会青年部や旅館事業協同組合の負担金充当部分によるものか不明瞭なものとなっていた。収支決算書で市の補助金充当額を明確にし、補助要綱に基づき必要に応じ精算されたい。</p>	<p>平成22年度鳥羽市広告宣伝戦略事業決算書に市の補助充当額を記載し、市補助充当額を明確にしました。なお、不明瞭と指摘のあった金額については市補助充当分ではなく、市補助分は全て事業費として支出されています。</p>

環境課	<p>契約条項の遵守について</p> <p>焼却炉ごみクレーン年次点検業務委託契約書には、工程表、管理技術者等の通知を書面で報告する旨規定されているが、その書類が提出されていなかった。また、離島し尿等海上・陸上運搬業務委託とごみ袋製造・販売委託において、契約書に定める委託業務報告書が提出されていなかった。契約書に基づき履行されるよう徹底されたい。</p>	<p>焼却炉ごみクレーン年次点検業務委託については、工程表、管理技術者等の通知を書面で報告するようは是正しました。</p> <p>また、離島し尿等海上・陸上運搬業務委託とごみ袋製造・販売委託においても契約書に定める委託業務報告書を提出するようは是正しました。</p>
	<p>業務日誌について</p> <p>市営神島火葬場施設等保全管理業務委託において、業務指示書によると、保全管理作業を実施したときは、業務日誌を作成し、環境課長に提出することとなっているが、業務日誌が作成されていなかった。業務指示書に基づき業務日誌の作成を徹底されたい。</p>	<p>市営神島火葬場施設等保全管理業務受託者には、業務日誌を作成するよう指示し、環境課長まで提出するよういたしました。</p>
健康福祉課	<p>時間外勤務手当の事務処理について</p> <p>時間外勤務命令簿において、業務内容が記載されておらず、課長印、従事者印も押印されていないにもかかわらず、勤務時間の記載だけで、支払がされているものが見受けられた。また、勤務時間の記入漏れも複数見受けられた。今後このようなことがないよう、再発防止に取り組まされたい。</p>	<p>記載漏れとなっていた箇所について、その内容を確認、精査した結果、正当な勤務であることを確認しました。</p> <p>今後、再発防止のため、あらかじめ時間外勤務に要する時間を見込み、勤務命令及び復命を書面にて行うことを徹底するとともに、毎月の手当支給時に再確認することとしました。</p>
議会事務局	<p>支払遅延について</p> <p>会議録作成業務委託料や追録代等で支払遅延防止法に定める支払期限を過ぎているものが多数見受けられた。過去にも再三にわたり、支払遅延を起こしていることから、事務局全体で再発防止に取り組まされたい。</p>	<p>他の部署と比較しても伝票処理件数は少なく、事務局の人員配置上、担当職員を変えることが出来ないことから、</p> <p>①物品購入時には報告をさせる ②毎月初めの打合せ時に口頭で確認・指示する ③伝票の処理状況を確認する 等で対応してきました。</p>

市民課	<p>補助金の精算処理について</p> <p>鳥羽市人権擁護啓発事業補助金において、支出の決算額が市補助金の前渡金より少ないにもかかわらず、精算処理をしていないため、人権擁護委員会決算書に記載された市補助金の額と実際に市が支払った補助金の額とが異なっていた。補助金の超過交付額については、返戻処理を行うとともに、今後、補助金の交付手続を適正に行われたい。</p>	<p>補助金の超過交付額 445 円につきましては、平成 23 年 10 月 11 日に人権擁護委員会より返還されました。</p> <p>今後は、鳥羽市補助金等交付規則を遵守し、適正な手続を実施していきます。</p>
	<p>神島総合開発センターの管理について</p> <p>神島開発総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則によると使用許可書を申請者に交付する旨規定されているが、交付されておらず、使用料の積算根拠が不明瞭なものとなっていた。規則に基づき、適正な交付手続を徹底されたい。</p>	<p>神島開発総合センター使用許可書については、指摘以降、使用許可書の発行と控え(写し)の管理を行なうこととしました。</p> <p>今後も適正な管理運用と使用料の徴収を図ります。</p>
	<p>契約条項の遵守について</p> <p>健康づくりセミナー事業委託において、契約書に定める委託業務報告書が提出されていなかった。契約書に基づき履行されるよう徹底されたい。</p>	<p>委託業務報告書については、委託業務契約者から委託業務報告書を受け精査を行いました。</p> <p>今後は、契約事項を遵守し、適正な処理を行っていきます。</p>
教育委員会 生涯学習課	<p>時間外勤務手当の事務処理について</p> <p>時間外勤務命令簿において、業務内容が記載されておらず、課長印、従事者印も押印されていないにもかかわらず、勤務時間の記載だけで、支払がされているものが見受けられた。また、課長の勤務命令時間の記載誤り等も見受けられた。今後このようなことがないよう、再発防止に取り組まれたい。</p>	<p>今後、時間外勤務前に決裁をとり、印漏れや記載漏れのないようにします。</p>

	<p>市の補助金充当額について</p> <p>鳥羽市社会教育関係団体等に対する補助金交付要綱によると、補助金の交付額は対象経費の総額の2分の1以内と規定されているにもかかわらず、決算額の2分の1以上の補助金を支出していた。また、実績報告書において、市の補助金充当額の記載がなく、補助対象経費が不明瞭なものとなっていた。実績報告書に補助対象経費に対する市の補助金充当額を明記するとともに、補助金交付要綱に基づき適正な補助金交付事務に改められたい。</p>	<p>補助金交付団体の記念事業に係る実績報告書を別綴りとしており、2つの事業報告書を取りまとめた報告書を提出し、補助対象経費に2分の1以内の支出であることを確認した。</p> <p>充当額の記載漏れについては再チェックし適正な補助金交付事務に努めます。</p>
総務課	<p>週休日の振替指定について</p> <p>週休日の振替簿を確認したところ、勤務を命じた週休日の後8週以降の勤務日に週休日を振り替えている事例が見られた。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則では前4週、後8週内に振り替えることとされていることから、適正に運用されたい。</p>	<p>振替簿に「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」を貼付けることで注意喚起し、適正な運用を図るよういたしました。</p>
	<p>見積書の徴取について</p> <p>複数の業務委託において、見積書を徴取しておらず、適正を欠くものとなっていた。会計規則に基づき適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>会計規則を遵守し、今後は会計事務を遂行するように指導及び周知徹底に努めます。</p>

監査の種類	平成23年度 定期監査 (出先機関)	
監査実施期間	平成23年10月26日～11月15日	
結果区分	指摘事項 (是正・改善事項)	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
各保育所 (健康福祉課)	<p>時間外勤務命令簿の適正な運用について</p> <p>時間外勤務命令簿において、所属長の勤務命令印及び従事者の勤務報告印がともに欠落しており、勤務命令及び報告の実態なく手当が支給されている事例が見受けられた。今後このようなことがないよう、再発防止に取り組まれたい。</p>	<p>記載漏れとなっていた箇所について、その内容を確認、精査した結果、正当な勤務であることを確認しました。</p> <p>今後、再発防止のため、あらかじめ時間外勤務に要する時間を見込み、勤務命令及び復命を書面にて行うことを徹底するとともに、毎月の手当支給時に再確認することとしました。</p>